(別表3)

(1)法律上の婚姻をしている夫婦

	ぬるしている人衆	証明書類	記載の必要な事項
夫および妻が 日本国籍を有 しかつ、同一世 帯の場合	夫または妻が世 帯主の場合	・住民票記載事項証明書(夫および 妻)	・氏名、生年月日、住所、続柄
	夫および妻が世 帯主でない場合	・住民票記載事項証明書(夫および妻) ただし、戸籍の筆頭者の記載のない場合は、戸籍筆頭者でない方の 戸籍抄本を添付	・氏名、生年月日、住所、続柄 、戸籍筆頭者
夫および妻が日本国籍を有しかつ 別世帯の場合		・住民票記載事項証明書(夫および 妻) ・戸籍筆頭者でない方の戸籍抄本	・氏名、生年月日、住所 ・続柄
夫または妻の いずれか一方 が外国籍の場 合	夫婦が同一世帯の場合	・住民票記載事項証明書(夫および妻)(続柄が確認出来ない場合)・日本人の夫または妻の戸籍抄本	・氏名、生年月日、住所、続柄
	夫婦が別世帯の場合	・住民票記載事項証明書(夫および 妻) ・日本人の夫または妻の戸籍抄本	・氏名、生年月日、住所 ・続柄
夫および妻が 外国籍の場合	夫婦が同一世帯 の場合	•住民票記載事項証明書	・氏名、生年月日、住所、続柄
	夫婦が別世帯の場合	・住民票記載事項証明書 ・婚姻の届書の受理証明書または 婚姻の届書の記載事項証明書	・氏名、生年月日、住所、続柄

(2)事実婚の夫婦

(と)事実類の大畑				
事実婚	証明書類	記載の必要な事項		
同一世帯の場合	・事実婚関係に関する申立書(様式3)・治療当事者両人の戸籍抄本・治療当事者両人の住民票記載事項証明書	・事実婚の確認、出生した子を認知の意向があることの確認 ・戸籍(重婚でないことの確認) ・氏名、生年月日、住所(同一世帯であることの確認)		
別世帯の場合	・事実婚関係に関する申立書(様式3)・治療当事者両人の戸籍抄本・治療当事者両人の住民票記載事項証明	・事実婚の確認、別世帯である理由の確認、出生した子を認知の意向があることの確認 ・戸籍(重婚でないことの確認) ・氏名、生年月日、住所		
夫または妻が外 国籍の場合	・婚姻要件具備証明書	・重婚でないことの確認		

(3)助成回数をリセットする場合

	証明書類	記載の必要な事項
出生に至った場合	・出生児の住民票記載事項証明書・出生児の戸籍謄本	・出生児の氏名、生年月日、 住所、続柄 ・父または母の氏名、生年月 日、住所、続柄
12 週以降の死産の場合	以下のうちいずれかの書類 ・死産届の写し ・母子健康手帳の「出産の状態」のページの 写し ・死産証書(死胎検案書)の写し	・12 週以降の死産の証明

(備考) 「記載の必要な事項」が、提出した「証明書類」によって証明できない場合は、別に必要な 書類を提出すること。